

概算払いに関する特約条項

(業務代行料の概算払)

- 第1条 大阪市が当該業務の円滑な遂行を図るために必要があると認めるときは、指定管理者は、各会計年度における前払いによる業務代行料の概算払い（以下「前払い」という。）を大阪市に請求することができるものとする。
- 2 各会計年度の前項による前払いの支払い回数、請求できる時期及び支払限度額は、次のとおりとする。

回数	請求できる時期	支払限度額
第1回	月 日から	金 円
第2回	月 日から	金 円
第3回	月 日から	金 円
第4回	月 日から	金 円

※請求できる時期及び回数については、施設毎に決定してください。

- 3 大阪市は、前2項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求にかかる業務代行料を支払わなければならない。
- 4 指定管理者は、第1項の規定による前払いを受けたときは、当該前払いの趣旨にしたがって適正に使用し、この協定を誠実に履行しなければならない。
- 5 大阪市は、第○条各号（※1）、第○条第2項（※2）又は第○条第1項（※3）の規定により指定を取り消したときは、大阪市と指定管理者が協議の上、既に管理業務を完了した部分を確認し検査を行い、検査に合格した部分に相応する業務代行料相当額を第3項の規定による支払い済みの前払いによる業務代行料（以下「前払金」という。）の額から控除する。この場合において、前払金になお余剰があるときは、指定管理者は、大阪市の請求により、余剰の額を大阪市に返還しなければならない。

ただし、第3条第3項の規定による修繕費において、各年度の余剰分がある場合は、余剰分の全額を大阪市に納付しなければならない。（※）

【※公募時に、修繕費を大阪市内で固定していない場合、上記「ただし書き」は削除する。】

- 6 第○条各号（※1）又は第○条第1項（※3）の規定により、期間を定めて当該業務の全部又は一部の停止を命じた場合、業務代行料の取扱いについては、大阪市と指定管理者が協議の上、決定する。

第5項に規定する各条数は、協定書において次の項目を定める条数を記載してください。

※1(指定の取消し又は当該業務の停止)

※2(指定の辞退等)

※3(事情変更による指定の取消し等)

(業務代行料の精算)

第2条 指定管理者は、前条の規定による業務代行料の前払いを受けたときは、各会計年度における当該業務の終了後、速やかに当該前払いに係る精算書を作成し、当該業務の終了後20日以内に大阪市に提出しなければならない。ただし、この精算書の提出は、第34条第2項から第4項の検査に合格した後でなければならない。なお、第34条第5項の規定により業務代行料を減額する場合、精算書は、大阪市が指示した日以降に提出しなければならない。

- 2 大阪市が前項の精算書の内容を精査した結果、剰余が生じていると認める場合（第34条第5項の規定による減額する場合も含む。）にあつては、指定管理者は、当該精算書を提出した日から20日以内に当該剰余金を大阪市が交付する納付書により納付しなければならない。
- 3 指定管理者は、大阪市が精算書の内容を精査した結果、当該業務を適切に実施しているにもかかわらず、やむを得ない事情により不足が生じていると認める場合には、当該精算書を提出した日から20日以内に当該不足額に係る請求を行わなければならない。ただし、当該不足額に係る請求は、確定した業務代行料（業務代行料の変更があつた場合には、変更後の業務代行料）から前条第3項の規定による前払金を控除した額を超えて行うことができない。
- 4 大阪市は、前項の規定による不足額に係る請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該不足額を支払わなければならない。
- 5 第2項に定める剰余金の納付又は第4項に定める不足額の支払が遅延した場合の延滞違約金の額は、納付額又は不足額に対して遅延日数に応じ、協定締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

※概算払いとなる場合は、本特約条項を添付すること。ただし、概算払いは、大阪市会計規則第51条各号に掲げる場合のみ適用できるものであることに注意すること。

※指定管理予定者を非公募により選定し、又は公募した結果1団体のみが応募し、本市の外郭団体が指定管理者となった場合の業務代行料については、概算払いとする。（関係法令・通知集：20. 【H22.03.18総務第316号】「外郭団体等委託料インセンティブ制度の導入について（通知）」及び関係法令・通知集：21. 「外郭団体等委託料インセンティブ制度の取扱いについて」を参照。）